

お問い合わせ先

活動組織、広域活動組織向け

本パンフレットや多面的機能支払交付金に関するお問い合わせは、最寄りの地方農政局等にご相談ください。

お問い合わせ先	対象都道府県
北海道農政部農村振興局農村設計課 日本型直接支払グループ 011-231-4111（内線27-876）	北海道
東北農政局農村振興部農地整備課 022-263-1111 (内線4491/4349)	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県
関東農政局農村振興部農地整備課 048-600-0600（内線3565）	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、 山梨県、長野県、静岡県
北陸農政局農村振興部農地整備課 076-263-2161（内線3563）	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農政局農村振興部農地整備課 052-201-7271（内線2658）	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局農村振興部農地整備課 075-451-9161（内線2569）	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県
中国四国農政局農村振興部農地整備課 086-224-4511（内線2671）	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県
九州農政局農村振興部農地整備課 096-211-9111（内線4772）	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 098-866-0031（内線83334）	沖縄県

農林水産省 農村振興局 整備部 農地資源課 多面的機能支払推進室
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
(電話) 03-3502-8111（内線5618）

高めよう 地域協働の力！ 多面的機能支払交付金



令和4年度 改正のポイント



令和4年4月

農林水産省

活動内容が拡充されます

広報活動の強化

◆これまで
「60 広報活動」

◆これから
「60 広報活動・農的関係人口の拡大」
「地域外からの呼び込みによる農的関係
人口の拡大のため」の広報活動も対象となり
ます。



事務が簡素化されます

電磁的記録による保管等が可能



予算書や決算書、金銭出納簿等、都道府県・市町村または活動組織が保管すべき証拠書類のうち、**電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録での保管をすることもできます。**



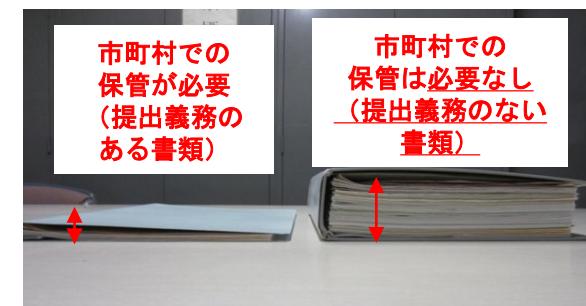
スマホやタブレット、パソコンなどから補助金申請が行えるよう、**共通申請サービス(eMAFF)**による行政手続きのオンライン化を推進します。
令和7年度までに60%のオンライン利用率を目指しています。

(参考)市町村への提出資料について

下表の書類は、市町村への提出や市町村での保管は義務ではありません。ただし、実施状況確認等のために必要であるため、活動組織において作成・保管は必要です（活動写真は除く）。

書類名	作成・組織保管	提出・市町村保管
財産管理台帳	○	×
領収書・通帳の写し	○	×
総会資料・議事録	○	×
活動写真	×	×

「○」…義務あり、「×」…義務ではない



書類の比較

様式の一部が廃止・提出免除になります

実施状況の確認通知書の様式を廃止

実施要領別記3-1 様式第5号
実施状況の確認通知書

様式を廃止して、市町村の事務負担を軽減します。



(別記3-1様式第5号)

番号
年月日

対象組織代表
氏名 殿

○○市町村長 印

○○年度 多面的機能支払交付金による実施状況の確認通知書

実施計画書(実績報告書)の重複提出を免除

(様式第2-8号)
【都道府県から国に提出するもの】

農林水産省様式
番年月日

○○都道府県知事

○○ 年度 多面的機能支払交付金事業実施計画書
(実績報告書)の提出について

多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙3の第2の1(別紙1の第8の1の(2)及び別紙2の第8の1の(2))の規定に基づき、下記関係書類を添えて提出(報告)する。

記

- 交付要綱別記様式第1号
交付申請書
- 交付要綱別記様式第6号
実績報告書

への添付形式で提出した際は、
様式第2-8号実施計画書(実績報告書)の提出を免除します。

各様式に様式作成者及び提出先を明記します

各様式に様式作成者及び提出先を明記

提出先を明記

様式の作成者を明記

(様式第2-8号)
【都道府県から国に提出するもの】

農林水産省様式
番年月日

○○都道府県知事

○○ 年度 多面的機能支払交付金事業実施計画書
(実績報告書)の提出について

多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙3の第2の1(別紙1の第8の1の(2)及び別紙2の第8の1の(2))の規定に基づき、下記関係書類を添えて提出(報告)する。

記

提出先が
一目で分
かるよう
になった
わ

